

受賞者(敬称略)

・熊本県納税貯蓄組合連合会
優秀賞……………加藤 仁美

・南関町長賞……………安崎 綾乃

・南関町教育長賞……………井上 瑞希



▲前列左から井上さん、加藤さん、安崎さんのお母さん(代理出席)

中学生の「税についての作文」表彰式

税を考える週間実行委員会(会長・蔵原隆浩玉名市長)は、令和元年度中学生の「税についての作文」表彰式を11月16日に玉名市のホテルしらさぎで行いました。

この表彰は、将来を担う中学生に国や地方を支えている税金の重要性を理解・認識してもらうために実施

税だより

税を考えると、毎年11月11日からの「税を考える週間」に合わせ表彰式を開催。平成5年から始まったこの表彰は今年で27年目を迎えました。

今年、玉名税務署管内の中学生から1,496名の応募があり、27人の表彰者のうち、南関中の生徒3名が受賞しました。

なお、2月号から受賞者の作文を掲載します。



所得税の確定申告書などの提出時の番号法に基づく本人確認について

2月中旬から3月中旬までの間に開催している「確定申告・住民税及び国民健康保険税の申告受付相談会」で書類を提出していただくとき、以下の本人確認書類が必要です。必ずお持ちください。

本人が申告書などを提出する場合

①本人の個人番号確認：次のいずれか1点

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②本人確認：次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上

※いずれも氏名/生年月日又は氏名/住所が記載された本人のものであること。

個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類(例：税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票)

代理人が申告書などを提出する場合

※「代理人」には、親族を含みます。

①本人の個人番号確認：次のいずれか1点

※写し可

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②代理人の本人確認

「本人が申告書等を提出する場合」の「②本人確認」と同様

③代理権の確認：次のいずれか1点

・委任状又は税務代理権限証書の原本

・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し

確定申告と申告のご相談はお早めに！

会場 玉名税務署

相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)

午前9時から午後4時

※土・日・祝日はお休み

2月17日から相談窓口を玉名税務署に開設します。申告期限間際は会場が混雑します。早めにお越しいただくことをおすすめします。※開設期間前は、申告相談会場を設けていません。

いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォン(以下「スマホ」といいます。)で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。令和2年1月から、給与所得(年末調整未済)で、医療費控除または、ふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマホ専用画面をご利用いただけますので、大変便利です。スマホからe-Taxで申告するには、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

- ①マイナンバーカード方式(1月31日以降)

「マイナンバーカード」と「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの人は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

②ID・パスワード方式

事前に税務職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。ID・パスワードの発行を希望する人は、事前に運転免許証等の本人確認書類をお持ちになり、税務署へお越しください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

ご相談は確定申告電話相談センター「0番」へ！

1月16日(木)から3月16日(月)まで確定申告に関するご相談などを電話でお答えします。玉名税務署の代表電話(☎72-2125)で自動音声でご案内しますので「0」番を選択し、用件をお話してください。

「医療費控除明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けるときは領収書の添付または提示が必要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。ただし医療費などの領収書(医療費通知に係るものを除く)は、後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。※平成28年分以前の申告は領収書の添付又は提示が必要となります。

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となっています。なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。また、自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Taxをご利用ください。＜本人確認書類の例＞例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し例2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど